

金属製の再生又は改造ドラムの試験確認に係る業務規程実施細則

制定 令和4年12月1日 危保細則第2号
一部改正 令和6年11月14日 危保細則第4号

第1 目的

この細則は、金属製の再生又は改造ドラムの試験確認に係る業務規程（令和4年12月1日危保規程第14号。以下「業務規程」という。）に基づき金属製の再生又は改造ドラム（以下「再生ドラム等」という。）の試験確認業務を実施するにあたり、必要な細部事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この細則で用いる用語の定義は、業務規程に定めるところによる。

第3 型式の指定

1 型式の指定の休止

協会が試験確認に適合した旨の通知をした型式で、定期調査を受けないものについては、定期調査の申請と併せて当該型式の指定の休止を申請することができる。

この場合において、協会は原則として当該型式の指定を休止するものとする。

2 型式の指定の失効

連続して2回以上定期調査を受けなかった型式については、1にかかわらず当該型式の指定は失効する。

3 型式の指定の復活

1により協会が型式の指定を休止したもののうち、2の適用を受けない型式については、定期調査の申請と併せて当該型式の指定の復活を申請することができる。

この場合、当該型式の再生ドラム等の過去6ヶ月間の自社試験成績表を添付しなければならない。

附 則

1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の際、運搬容器の試験確認に係る業務規程（第1編）実施細則（平成4年7月1日）第3、1により型式の指定を休止しているものについては、第3、1による型式の指定の休止を受けているものとみなす。

附 則

この細則は、令和6年11月14日から施行する。